



鳥取県公報

平成 27 年 11 月 20 日(金)
第 8 7 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (751) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (752) (〃) 2
	公共測量の終了 (753) (県土総務課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (754) (中部総合事務所地域振興局) . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (755) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (756) (〃) 3
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 4

告 示

鳥取県告示第751号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年11月20日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの 種類
有限会社池田 薬局	有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目 323	平成27年10月28 日	平成27年9月29 日	居宅療養 管理指導
株式会社サン ブレラ	サンサン訪問看護 ステーション	八頭郡八頭町上野 8	〃	平成27年10月29 日	訪問看護

鳥取県告示第752号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年11月20日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの 種類
有限会社池田 薬局	有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目 323	平成27年10月28 日	平成27年9月29 日	介護予防 居宅療養 管理指導
株式会社サン ブレラ	サンサン訪問看護 ステーション	八頭郡八頭町上野 8	〃	平成27年10月29 日	介護予防 訪問看護

鳥取県告示第753号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域 境港市全域
- 3 終了年月日 平成27年11月4日

鳥取県告示第754号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成28年1月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年11月20日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東伯けんこう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
横山 明子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡琴浦町大字徳万352-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障がい者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第755号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年11月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人社団 高田内科医院	医療法人社団高 田内科医院	境港市東雲町7	平成27年10月 16日	平成27年12月1 日	訪問看護、訪問 リハビリテー ション、居宅療 養管理指導
医療法人明勝 会住吉内科眼 科クリニック	住吉内科眼科ク リニック	米子市安部200- 1	平成27年10月 23日	〃	訪問看護
医療法人社団 小林外科内科 医院	医療法人社団小 林外科内科医院	境港市明治町170	平成27年10月 28日	〃	訪問看護、訪問 リハビリテー ション
医療法人社団 荒川耳鼻咽喉 科	荒川耳鼻咽喉科	米子市東福原六 丁目12-43	平成27年10月 30日	〃	訪問看護、訪問 リハビリテー ション、居宅療 養管理指導

鳥取県告示第756号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年11月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人社団 高田内科医院	医療法人社団高 田内科医院	境港市東雲町7	平成27年10月 16日	平成27年12月1 日	介護予防訪問 看護、介護予防

					訪問リハビリ テーション、介 護予防居宅療 養管理指導
医療法人明勝 会住吉内科眼 科クリニック	住吉内科眼科ク リニック	米子市安部200－ 1	平成 27 年 10 月 23 日	〃	介護予防訪問 看護
医療法人社団 小林外科内科 医院	医療法人社団小 林外科内科医院	境港市明治町170	平成 27 年 10 月 28 日	〃	介護予防訪問 看護、介護予防 訪問リハビリ テーション
医療法人社団 荒川耳鼻咽喉 科	荒川耳鼻咽喉科	米子市東福原六 丁目12－43	平成 27 年 10 月 30 日	〃	介護予防訪問 看護、介護予防 訪問リハビリ テーション、介 護予防居宅療 養管理指導

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成27年度第3回自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成27年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生（男子）予定数

- (1) 陸上要員：若干名
- (2) 海上要員：若干名
- (3) 航空要員：若干名

2 募集期間

平成27年11月20日（金）から同年12月4日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

平成27年12月12日（土）

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603

5 合格発表予定日

試験実施日に示す。

6 採用予定時期

平成28年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-26-2900）

米子地域事務所（0859-33-2440）